

食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング 申合せ事項（案）

第1 趣旨

「くるみ」による食物アレルギーの症例数の急増を受け、消費者委員会食品表示部会において、食物アレルギー表示制度の消費者庁への移管後初となる「くるみ」の義務表示対象品目への追加の検討を行うことに賛同の方向性を得たところ。これを契機として、今般、消費者庁において、「食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング」（以下「アドバイザーミーティング」という。）を開催し、食物アレルギー表示制度の適切な運用のために、医学的、分子生物学的見地等に立った専門家の御意見を伺う。

第2 構成員等

- (1) アドバイザーミーティングの構成員は、消費者庁において委嘱する別紙に掲げる者とする。
- (2) アドバイザーミーティングに座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、アドバイザーミーティングを統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

第3 運営

- (1) アドバイザーミーティングの庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者にアドバイザーミーティングへの出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (5) アドバイザーミーティングの資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができます。
- (6) アドバイザーミーティングの議事録については、各回終了後、構成員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (7) この申合せ事項に定めるもののほか、議事の手続その他アドバイザーミーティングの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

食物アレルギー表示に関するアドバイザーハイ会議 構成員名簿

	あきやま　ひろし 梶山　浩	国立医薬品食品衛生研究所 食品部長
	あだち　れいこ 安達　玲子	国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 第三室長
	いとう　こうめい 伊藤　浩明	あいち小児保健医療総合センター センター長
	いまい　たかのり 今井　孝成	昭和大学医学部小児科学講座 教授
	えびさわ　もとひろ 海老澤　元宏	独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター 臨床研究センター長
	こんどう　やすと 近藤　康人	藤田医科大学ばんたね病院小児科 教授
	たかまつ　のぶえ 高松　伸枝	別府大学食物栄養科学部 教授
◎	まるい　えいじ 丸井　英二	人間総合科学大学人間科学部 教授
	まるやま　のぶゆき 丸山　伸之	京都大学農学研究科 教授

(◎座長、五十音順、敬称略。肩書は令和3年●月●日現在)